

## おかやま国際音楽祭開催負担金交付要綱

### (趣旨)

第1条 岡山市の音楽文化の振興を目的とするおかやま国際音楽祭の共同主催者として応分の負担をするため、財団法人岡山市・スポーツ文化振興財団(以下「財団」という。)に対し予算の範囲内においておかやま国際音楽祭開催負担金(以下「負担金」という。)を交付するものとし、その交付に関してはこの要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則(昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。)に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

### (負担事業)

第3条 負担金の交付の対象となる事業(以下「負担事業」という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 財団が組織するおかやま国際音楽祭実行委員会(以下「実行委員会」という。)が主催しおかやま国際音楽祭のために開催する事業(共催を含む。)
- (2) 実行委員会がおかやま国際音楽祭に参加する団体に対して助成を行う事業
- (3) 実行委員会が音楽文化の振興に寄与するものとして認めた事業に対し助成を行う事業
- (4) おかやま国際音楽祭の広報宣伝に関する事業

### (負担事業者)

第4条 負担金の交付対象者は、財団法人岡山市スポーツ・文化振興財団とする。

### (負担対象経費)

第5条 負担事業の実施に際し支出される経費のうち、負担金の交付額の算定に当たって対象となる経費(以下「負担対象経費」という。)は、次に掲げるものに限る。

- (1) 報償に係る経費
- (2) 旅費に係る経費
- (3) 需用費に係る経費
- (4) 役務費に係る経費
- (5) 委託に係る経費
- (6) 使用料及び賃借料
- (7) 個別事業への助成及び負担に係る経費
- (8) その他市長が必要と認めるもの

### (負担金額)

第6条 負担金の額は、前条に定める負担対象経費から他の収入を控除した額のうち、市

長が認めた額とする。

( 状況報告の免除 )

第 7 条 規則第 1 3 条に規定する状況報告の提出は要しない。

( 負担金の完了前交付 )

第 8 条 規則第 1 9 条第 1 項ただし書の規定により，負担事業の完了前に負担金の全部又は一部を交付できる場合は，負担金の額が負担事業に係る収入額の 7 割以上を占める場合とする。

( 委任 )

第 9 条 この要綱に定めるもののほか，この要綱の実施に関し必要な事項は，市長が別に定める。

附則

この要綱は,平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。